

V 上尾市の都市計画に関する条例

都市計画の考え方は、地方分権の流れに対応する形で動き始めており、地方自治体が独自に制定した条例が都市計画においても重要性を増してきました。こうした背景から、上尾市では次のような都市計画に関する条例を制定しています。

1. 上尾市街づくり推進条例

市民、事業者、市の「協働による街づくり」を推進し、とりわけ市民からの街づくり提案を市が積極的に支援することを目的として、「上尾市街づくり推進条例」を平成16年に制定しました。地区住民が「街づくり協議会」を組織し「街づくり計画」を策定することや、市との「街づくり協定」の締結、街づくり専門家の派遣等、様々な仕組みを盛り込んでいます。

街づくりへの支援

街づくり組織への支援（第21条、第22条）

街づくりを検討するための会議費用や資料作成等、広報費、調査費など費用の一部を補助し、街づくり活動を支援します。補助額は1年につき5万円を越えない範囲とします。

情報の提供（第21条、第22条）

都市計画課窓口などで、随時、街づくりの制度や手法、他地区の事例紹介など様々な情報の提供を行っていきます。なお、都市計画に関する情報は、上尾市ホームページや広報あげお等でもお知らせいたします。

街づくり専門家の派遣（第23条）

街づくりをはじめる場合に、「どのようなことから取り組みれば良いのか」、「法制度によって、地区内にはどのような制限がかかっているのか」など、初動期においてはわからない事柄が多いのが実情です。また、街づくり活動を進めるうえで「どのように合意形成を図るのか」、「どのように街づくり計画を策定するのか」など、街づくりに取組む方法についても専門的な知識や経験があればスムーズに活動できるかもしれません。

そこで、街づくり活動にあたり、地区住民や街づくり協議会に対し、街づくり専門家を派遣し、専門的・技術的な情報提供や助言を行い、地区の合意形成をお手伝いします。

派遣の回数は、1年につき12回までとします。

上尾市街づくり推進会議（第7条）

地区住民が組織した街づくり協議会の認定や、街づくり協議会が策定した街づくり計画の承認に対し、調査や審議を行ったり、独自に街づくりの手法を検討し市長へ提言したりする組織として、上尾市街づくり推進会議を設置します。

委員は15名以内として、①識見を有する方 ②商工農などの関係団体の代表の方 ③市民公募 ④市職員が構成員となります。

街づくりの進捗状況の公開（第24条）

市長は、支援や助成を行ったときは、年次報告書を作成して街づくりの進捗状況を公開し、適正な進行に努めます。

2. 上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

地区計画区域内で建築行為を行う際、地区計画の届出だけではなく、建築確認や完了検査においてもこのルールに適合していることを本条例に基づき確認できるようにすることで、地区計画の制限内容を法的に担保しています。

3. 上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

都市計画法では、開発行為（建築を目的とした土地造成等）に対し許可制を採用することにより、市街地環境の水準の向上を図っています。許可に当たっては許可基準がありますが、全国画一の基準だけでなく、地域特性に応じたまちづくりの観点から、自治体が独自の基準（自主条例）を設けることが可能です。

上尾市では、都市計画法のこの規定を活用し、市独自の許可基準を自主的に設けています。本条例は、この基準を盛り込んだものです。

4. 上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例

緑豊かな自然環境が、都市生活にとって重要なものであることから、市と市民が一体となって自然環境保全と緑化推進を図ることを目的に、昭和 48 年に制定しました。

この条例は、緑化に関する市、市民、事業者の責務を規定するほか、特に保護育成が必要と認められる樹木や樹林を、所有者の同意を得て、保存樹木や保存樹林として指定することにより、自然環境の保全を図るものです。